

福島県で暮らし、働きたいあなたの

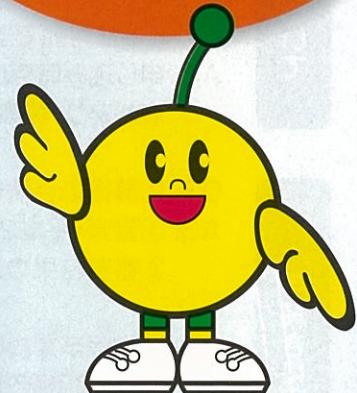
奨学金の返還を 支援します!!

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業

福島県の地域経済を牽引する成長産業(エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など)への就職を希望する大学生、大学院生、高等専門学校専攻科に在籍する方に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付します。

福島県で暮らし、働くことを希望する方は、ぜひご応募ください!!

大学生等を
募集します!!



募集期間

平成28年10月17日(月)～平成28年12月22日(木)まで

募集人数

50名程度

募集対象者

次の①～④のすべてに該当する方を募集します。

- ① (独)日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の貸与を受けている方。
- ② 応募時点で、次に掲げるいずれかに該当する方。(大学等卒業後、平成30年度に就職を予定する方)
 - ア 大学(4年制)の3年に在籍する方
 - イ 大学(6年制)の5年に在籍する方
 - ウ 大学院修士課程・博士課程に在籍する方
 - エ 高等専門学校専攻科の1年に在籍する方
- ③ 平成29年度に大学卒業、大学院修士・博士課程修了、又は高等専門学校専攻科修了後、6箇月以内に支援対象となる産業*の福島県内事業所に正規職員として就職することを予定する方。
- ④ 大学等卒業後、福島県内に定住することを予定する方。

※【支援対象となる産業】

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」又は「情報通信業」に属する次の産業

- | | | |
|----------------|-----------------------|------------|
| ① エネルギー関連産業 | ② 医療関連産業(創薬関連含む) | ③ ロボット関連産業 |
| ④ 環境・リサイクル関連産業 | ⑤ 輸送用機械関連産業(航空宇宙関連含む) | |
| ⑥ 電子機械関連産業 | ⑦ ICT関連産業 | ⑧ 6次化関連産業 |

補助要件

選考の結果、補助金の交付対象者に認定された方が、就職した日を起点として5年以上、
支援対象となる産業の福島県内事業所に就業かつ福島県内に定住することが必要です。

補助金額

補助要件を満たした場合、卒業・修了までの2年間に貸与を受けた第一種奨学金額に相当する額を支援します。

例：私立大学(自宅外)月額64,000円の貸与を受けた場合、1,536,000円(24箇月分)

裏面もご覧ください。

よくある質問

Q1. 福島県の出身ではなくても、応募できますか？

A1. 福島県産業の将来を担う優秀な人材を幅広く募集し、定着していただくことを目的としていますので、出身地や在籍する大学等の所在地は問いません。
 ※(独)日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けていることが条件となります。

Q2. 大学等を卒業後、福島県で暮らし、働きたいと考えていますが、現時点でははっきりしません。応募することは可能ですか？

A2. 申し込み時点において、支援対象となる産業を営む福島県内事業所に就職かつ福島県内に定住する意志があり、募集対象者の要件を満たせば応募できます。

Q3. 応募後の手続きはどうなりますか？

A3. ①審査(平成29年1月) ………………書類及び審査会による審査を行います。
 ②審査結果の通知(審査後速やかに)…審査結果により交付対象者認定又は不採用の通知を行います。

Q4. 大学等卒業後に、支援対象となる産業以外に就職した場合はどうなりますか？

また、福島県外事業所へ配属されてしまった場合はどうなりますか？

A4. 支援対象となる産業以外に就職した場合は補助案件を満たさなくなるので、交付対象者の認定辞退の届出を行ってください。
 また、福島県内事業所を有する支援対象となる産業を営む企業の県外事業所へ配属されてしまった場合は、交付対象者の認定は取り消されませんが、当該期間は従事期間として通算されません。

Q5. 自らが事業主となる場合は支援対象となりますか？

A5. 自らが事業主となる場合、登記事項証明書、確定申告書の写し等の提出により、支援対象となる産業で事業活動が確認できた場合に支援対象となります。

Q6. 補助金はいつもらえますか？

A6. 補助金の支払い時期については、就職後、福島県内事業所において5年(60箇月)以上就業かつ福島県内に定住し、補助金交付の申請を行った後になります。
 支払い方法については、補助要件を満たしていることを確認の上、県が日本学生支援機構に対して補助金を支払いますが、交付対象者が繰上げ返済等を行っており日本学生支援機構への支払いが終了していた場合等には、県が交付対象者本人へ支払います。

応募方法

福島県のHPに掲載されている「募集要項」を確認のうえ、以下の書類を募集期間内に郵送(当日消印有効)で提出してください。

- ① 交付対象者認定申請書(第1号様式)
- ② 応募理由書(第2号様式)
- ③ 個人情報取扱いに関する同意書(第3号様式)
- ④ 在籍校の学業成績証明書
- ⑤ 奨学金貸与証明書の写し

※なお、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。



留意事項

- (1) 福島県のHPに掲載されている「募集要項」「Q&A」「補助金交付要綱」を確認のうえ、ご応募ください。
- (2) 他自治体等が行う日本学生支援機構の第一種奨学金の返還支援事業と重複して、本補助金の交付を受けることはできません。

応募先・問い合わせ先

(詳細は福島県商工総務課のHPをご覧ください)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/>

福島県商工総務課

福島県 商工労働部 商工総務課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話:024-521-7270 FAX:024-521-7930

E-mail: syokosomu@pref.fukushima.lg.jp